

## 委託業務処理要領

### 第1 業務名

令和7年度北海道住宅リフォームサポート制度運営等業務

### 第2 業務の目的

2050年のゼロカーボン北海道の実現に向け、持続可能で豊かに暮らせる良質な住宅ストックの形成・循環を目的に、住宅分野における省エネ性能の確保のため、既存住宅の省エネリフォーム等を安心して実施できる仕組みとして北海道住宅リフォームサポート制度運営等業務の委託を行う。

### 第3 業務内容

- (1) 全道を対象とした住宅相談窓口において、リフォーム相談者に対して、性能向上アドバイザー派遣制度の周知及び活用可能な補助金の情報提供等を行う。
- (2) 有資格者の性能向上アドバイザーとしての登録・管理等を行うとともに、HP等において、性能向上アドバイザーの情報発信を行う。
- (3) 住宅の簡易診断を希望する者に対して、性能向上アドバイザーの派遣等を行う。
- (4) 制度運営に関する連絡調整、連絡会議の開催等を行う。

### 第4 一般事項

本要領に明示されていない事項については、業務担当員と十分に協議の上、適切に業務を遂行すること。

### 第5 成果品及び数量

以下の内容を保存した電子媒体（DVD-R等） 一式

- (1) 委託業務処理状況報告書 一式

### 第6 関係書類の提出

上記業務の内容に係る業務処理責任者選定通知書（別記1）、業務処理計画通知書（別記2）、業務処理計画書（別記3）を、契約締結後速やかに提出すること。

### 第7 実績報告書

委託業務が完了したときは、実績報告書（別記4）及び成果品を速やかに提出すること。

### 第8 委託期間

委託期間は、契約締結の日の翌日（開庁日）から令和8年(2026年)3月13日（金）まで

## 第9 成果品の提出場所

成果品の提出の場所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名称

北海道建設部住宅局建築指導課

(2) 所在地

北海道札幌市中央区北3条西6丁目

## 第10 その他

- (1) この契約の履行のために作成された作成物は、すべて道に帰属する。
- (2) 受託者は、いかなる場合においても、この契約の履行中に知り得た業務に関わる情報及び付随する情報を第三者に漏らしてはならない。
- (3) この契約の履行に当たり、第三者の著作権等を利用する場合、受託者の責任をもって処理すること。
- (4) この契約の履行のための個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (5) 本業務の実施に当たり疑義が発生した場合は、速やかに協議を行うこと。

(別記1)

業務処理責任者選定通知書

年 月 日

北海道知事 鈴木 直道 様

住所  
受託者  
氏名

業務名：令和7年度北海道住宅リフォームサポート制度運営等業務

年 月 日付けで契約した上記業務に係る業務処理責任者を次のとおり定めたので通知します。

記

業務処理責任者

(別記2)

令和 年 月 日

北海道知事 鈴木 直道 様

住所  
受託者  
氏名

自 令和 年 月 日  
期間  
至 令和 8年 3月 13日

業務名：令和7年度北海道住宅リフォームサポート制度運営等業務

上記業務について、別紙の通り業務処理計画書を定めたので提出します。



(別記4)

## 実績報告書

年 月 日

北海道知事 鈴木 直道 様

住所

受託者

氏名

業務名：令和7年度北海道住宅リフォームサポート制度運営等業務

年 月 日付で契約した上記業務について、完了したので報告します。

### 記

- 1 業務完了年月日 年 月 日
- 2 成果品  
以下の内容を保存した電子媒体（DVD-R等）一式  
（1）委託業務処理状況報告書 一式

(別記)

## 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者が、この契約による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第3 受託者は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供制限)

第4 受託者は、この契約による事務を処理するため委託者から提供された個人情報が記録された資料等を委託者の承諾なしに第三者へ提供してはならない。

(再委託等の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するため委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾なしに複写し、又は複製をしてはならない。

(提供資料等の返還等)

第7 受託者は、この契約による業務を処理するため委託者から提供された個人情報が記録された資料等を業務完了後、速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 受託者は、委託者が個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。